

平成14年6月14日

# フランスにおける人工生殖 ——実施基準と親子関係——

松川正毅 ( MATSUKAWA Tadaki )  
大阪大学大学院法学研究科教授

## 序

I フランスにおける人工生殖

II 実施基準と親子法

むすび

## 序

### I フランスにおける人工生殖

#### 1、生命倫理法にあらわれている目的

①人工生殖の定義

②人工生殖に共通する目的

臨床上の目的 病の治療

施術希望者における人工生殖の目的 自然に近づける

(代理母を認めない理由の一つ)

あ、男女からなるカップル

い、婚姻関係か自由結合関係(内縁)

う、生殖年令にあること

え、生存し、同意可能のこと

夫の死後の人工授精

死後の受精卵の移植・提供 例外的に第三の男女への提供

#### ③体外受精に特有の目的

「人をその生命のはじまりから尊重することを保障する」

(民法16条)

体外受精と配偶者の提供 養子法の逸脱を防ぐ(一方のみの提供配偶者を認める理由。提供の際の手続き)

受精卵の提供

補足 代理母契約は無効

フランス法での代理母が認められない理由

(親子法の原則と関連)

#### 2、現状

①1994年の生命倫理法

②2000年の保健法典の改正

③若干のデータ

## I I 実施基準と親子法

### 1、 実施基準

①すべての人工生殖に共通の実施基準

説明義務と意思確認

②体外受精および受精卵の保存と移植に特有の実施基準

冷凍保存に対するためらい

提供には、養子縁組を連想させる手続きが定められている。受精卵を人と考える姿勢

③提供者がいる場合の人工生殖

あ、精子・卵子の提供

子をすでにもうけている男女

提供者およびその配偶者の承諾

提供は無報酬 人体の構成要素であり、物ではない

匿名性（民法16条の8） 指名はできない

（保健法典L1244の7）

5人まで、

生の精子の利用、混合は認められない

セコス（CECOS）の存在の意味

い、提供による人工生殖の実施基準

提供が最終の手段であること

意思確認の手続きと公証人（または裁判官）の面前での承諾

### 2、 親子法

①提供精子による場合の親子関係

②提供卵子による場合の親子関係

③提供胚による場合の親子関係

補足 代理母が認められない親子法上の理由

人体と法的身分の処分不可能性の原則

### むすび

フランス型の立法は公序に基づく規制

当事者の意思は必ずしも実現するとは限らない

匿名性、子の出生を知る権利などが再度議論されている